

個人情報保護条例（平成13年岩手県条例第7号。以下「条例」という。）第70条の規定により、平成21年度における各実施機関の個人情報の開示についての実施状況を次のとおり公表する。

平成22年5月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 個人情報取扱事務の登録件数

実施機関の区分	件数
知事	915
議会	21
教育委員会	87
公安委員会	2
警察本部長	192
選挙管理委員会	5
監査委員	11
人事委員会	20
労働委員会	14
収用委員会	6
海区漁業調整委員会	8
内水面漁場管理委員会	7
医療局長	28
企業局長	14
県が設立した地方独立行政法人	53
計	1,383

2 個人情報の開示請求等の件数

請求区分	計	受付窓口					担当課等
		行政情報センター	行政情報サブセンター・行政情報コーナー	議会の個人情報窓口	警察本部情報センター・警察署情報センター	県が設立した地方独立行政法人の個人情報窓口	
開示請求	44	3	30	0	9	2	—
口頭開示請求	6,486	85	0	0	0	135	6,266
訂正請求	0	0	0	0	0	0	—
利用停止請求	0	0	0	0	0	0	—
計	6,530	88	30	0	9	137	6,266

注1 「開示請求」とは、条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の開示請求をいう。以下同じ。

2 「口頭開示請求」とは、口頭により開示請求をすることができる個人情報の開示請求をいう。

3 「訂正請求」とは、個人情報の訂正請求をいう。

4 「利用停止請求」とは、個人情報の利用停止請求をいう。

- 5 「行政情報センター」とは、県庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 6 「行政情報サブセンター」とは、各地区合同庁舎（奥州地区合同庁舎江刺分庁舎及び岩泉地区合同庁舎を除く。）並びに遠野及び千厩行政センター庁舎内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 7 「行政情報コーナー」とは、県外事務所内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 8 「議会の個人情報窓口」とは、岩手県議会事務局内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 9 「警察本部情報センター」とは、警察本部内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 10 「警察署情報センター」とは、各警察署内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 11 「県が設立した地方独立行政法人の個人情報窓口」とは、公立大学法人岩手県立大学内に設置されている滝沢及び宮古の個人情報窓口並びに地方独立行政法人岩手県工業技術センター内に設置されている個人情報窓口をいう。
- 12 「担当課等」とは、5～11に掲げる受付窓口以外で口頭開示請求を実施することができる受付窓口をいう。

3 実施機関別の個人情報の開示請求等の件数

実施機関の区分	計	請求区分			
		開示請求	口頭開示請求	訂正請求	利用停止請求
知事	168	23	145	0	0
議会	0	0	0	0	0
教育委員会	6,163	0	6,163	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0
警察本部長	9	9	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
人事委員会	33	10	23	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0
医療局長	20	0	20	0	0
企業局長	0	0	0	0	0
県が設立した地方独立行政法人	137	2	135	0	0
計	6,530	44	6,486	0	0

4 個人情報の開示請求及び口頭開示請求に対する処理の状況

請求区分	計	処理状況				
		開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
開示請求	44	28	15	0	1	0
口頭開示請求	6,486	6,486	0	0	0	0
計	6,530	6,514	15	0	1	0

5 個人情報の訂正請求及び利用停止請求に対する処理の状況

--	--

請求区分	計	処理状況	
		訂正又は利用停止	非訂正又は非利用停止
訂正請求	0	0	0
利用停止請求	0	0	0

注1 「非訂正」とは、自己に関する個人情報に係る訂正請求について、訂正をしない旨の決定を行ったものをいう。

2 「非利用停止」とは、自己に関する個人情報に係る利用停止請求について、利用停止をしない旨の決定を行ったものをいう。

6 個人情報の取扱いの是正申出及び是正の再申出の件数及び処理の状況

申出区分	申出の件数		計	処理状況		
	前年度からの繰越	当該年度中の申出		決定	取下げ	審理中
	件数	件数				
是正申出	0	0	0	0	0	0
是正の再申出	0	0	0	0	0	0

7 不服申立ての件数及びその概要

条例第16条各項、第28条各項及び第36条各項の決定に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立ての件数及び概要は、次のとおりである。

(1) 件数

不服申立ての件数		計	処理状況					
前年度からの繰越件数	当該年度中の申立件数		決定				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 概要

不服申立ての年月日	不服申立ての内容	処理状況
—	—	—

8 個人情報保護に関する訴訟の件数及びその概要

条例第16条各項、第28条各項及び第36条各項の決定に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づく訴訟の件数及び概要は、次のとおりである。

(1) 件数

提訴件数		計	処理状況					
前年度からの繰越件数	当該年度中の訴訟件数		判決				取下げ	審理中
			却下	棄却	一部認容	認容		
0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 概要

提訴年月日	件名及び非開示とされた行政文書の内容	経緯等
—	—	—